

次期介護保険制度改革における福祉用具貸与及び
住宅改修の見直し並びに介護職員の処遇改善を求める意見書

介護保険制度による手すりや歩行器などの福祉用具の貸与、住宅改修のサービスは、転倒による骨折などのけがを防ぎ、介護予防を進めることで、特に一人暮らしの高齢者の自立と社会参加を後押しし、介護者の負担軽減を図るといって極めて重要な役割を果たしている。

ところが、平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」においては、次期介護保険制度改革に向けて、介護保険料の上昇を抑えるために、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれた。

この見直しの結果、軽度者のサービス利用が原則自己負担になれば、要介護状態の悪化につながりかねないものであり、結果として介護給付の適正化という目的に反して、給付費の増大や高齢者の自立の阻害につながる恐れがある。

一方、介護サービスを支える介護職員については、安定した介護サービスの提供のために、その処遇を改善していくことが必要である。

よって、政府においては、介護が必要な高齢者が安心して介護サービスを受けられるよう、次期介護保険制度改革の際に、介護が必要な高齢者の尊厳の保持と自立の支援という介護保険の理念に沿った制度の見直しと、介護職員の処遇の改善を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子
議員及び維新の党中山真一議員